令和９・１０年度札幌市競争入札参加資格審査

定時登録申請の手引き（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）

本申請の手引きは、工事・建設関連サービス・道路維持除雪の定時登録申請を希望される方が、申請を行うにあたり、資格要件や申請書の入力等について留意していただく事項について記載しています。申請にあたっては必ずこの手引きをお読みください。

目次

１　競争入札参加資格要件 …… 2
２　参加資格の審査基準日 …… 3
３　申請方法及び申請の流れ …… 3
　３－１　申請の流れ（概要） …… 4
　３－２　申請の流れ（詳細） …… 5
４　システム入力の注意事項 …… 6
５　変更届等の申請 …… 8
６　参加資格の認定通知等 …… 9
７　参加資格の取消し …… 10
８　工事の申請にかかる留意事項 …… 10
９　経常共同企業体の申請を予定している方の留意事項 …… 16
10　建設関連サービスの申請にかかる留意事項 …… 16
11　道路維持除雪の申請にかかる留意事項 …… 16
12　提出書類について …… 17
　12－１　提出書類一覧 …… 17
　12－２　提出書類（指定様式）記載の注意事項 …… 22
13　合併支援策について …… 24
14　書類提出先 …… 24
15　入札参加資格申請Ｑ＆Ａ …… 25

＜別表＞
１　下書きシート …… 28
２　経営規模等評価結果通知書の見方 …… 40
３　工事の申請工種及び資格要件 …… 41
４　業種分類表（建設関連サービス） …… 42
５　中小企業者の範囲 …… 43
６　建設関連サービス業に関するコンサルタント登録等コード表 …… 44

1　競争入札参加資格要件

申請を行うには、次の資格要件をみたすことが必要となります。

＜一般要件＞

次の各号のいずれかに該当する方は参加資格審査を申請することはできません。

(1)　特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア　契約を締結する能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

エ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

キ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2)　札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、３年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)　直前１期の決算（事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が 12 月に満たない場合は直前２期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4)　不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、２年を経過しない者

(5)　市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

＜個別要件＞

次に掲げる要件に該当していなければなりません。

(1)「工事」を申請する場合

ア　申請工種において、別表３(P. 41)に掲げる工種別に対応する建設業法第３条第１項に基づく許可(以下「建設業許可」という。）を受けていること。なお、資格の登録有効期間を通じて支店長等の代理人に契約に関する権限を委任する場合は、委任先の支店等営業所が別表３に掲げる申請工種に対応する建設業を営業する旨の建設業許可申請を行っていること。

イ　申請工種において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査(P. 10 を参照)を受けていること。また、総合評定値（Ｐ点）を請求し、その通知を受けていること。

ウ　大分類「建設関連サービス業」のうち中分類**「３　建築設計・監理業」、「４　土木設計・監理業」、「５　橋梁設計・監理業」又は「６　設備設計・監理業」のいずれかに申請又は登録をしていないこと。**

※　「工事」と、「設計・監理業」を重複して登録することはできません。

エ　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて、関係機関に届出を行っていること(ただし、届出を行う義務のない場合を除く)。

(2)「建設関連サービス」を申請する場合

ア　「測量業」に申請する場合、測量法第 55 条に規定されている測量業者の登録をしていること。

イ　「建築設計・監理業」に申請する場合、建築士法第 23 条に規定されている建築士事務所の登録をしていること。

ウ　**「３　建築設計・監理業」、「４　土木設計・監理業」、「５　橋梁設計・監理業」又は「６　設備設計・監理業」に申請する場合、「工事」に申請又は登録をしていないこと。**

※　「設計・監理業」と、「工事」を重複して登録することはできません。

(3)「道路維持除雪」を申請する場合

ア　「土木工事業」、「とび・土工工事業」、「舗装工事業」又は「造園工事業」のいずれかの建設業許可を受けていること。

イ　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて、関係機関に届出を行っていること(ただし、届出を行う義務のない場合を除く)。

２　参加資格の審査基準日

令和８年１２月１日

３　申請方法及び申請の流れ

インターネットを利用して、入札参加資格申請システムより申請書を入力・送信（以下、電子申請という。）し、下記 12（P. 17～21）に掲げる書類を送付してください。

※　必要書類の提出は、電子申請後５開庁日以内にお願いします。

参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格情報」の「入札参加資格申請システム」
(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/1_system.html)

＜申請受付期間＞

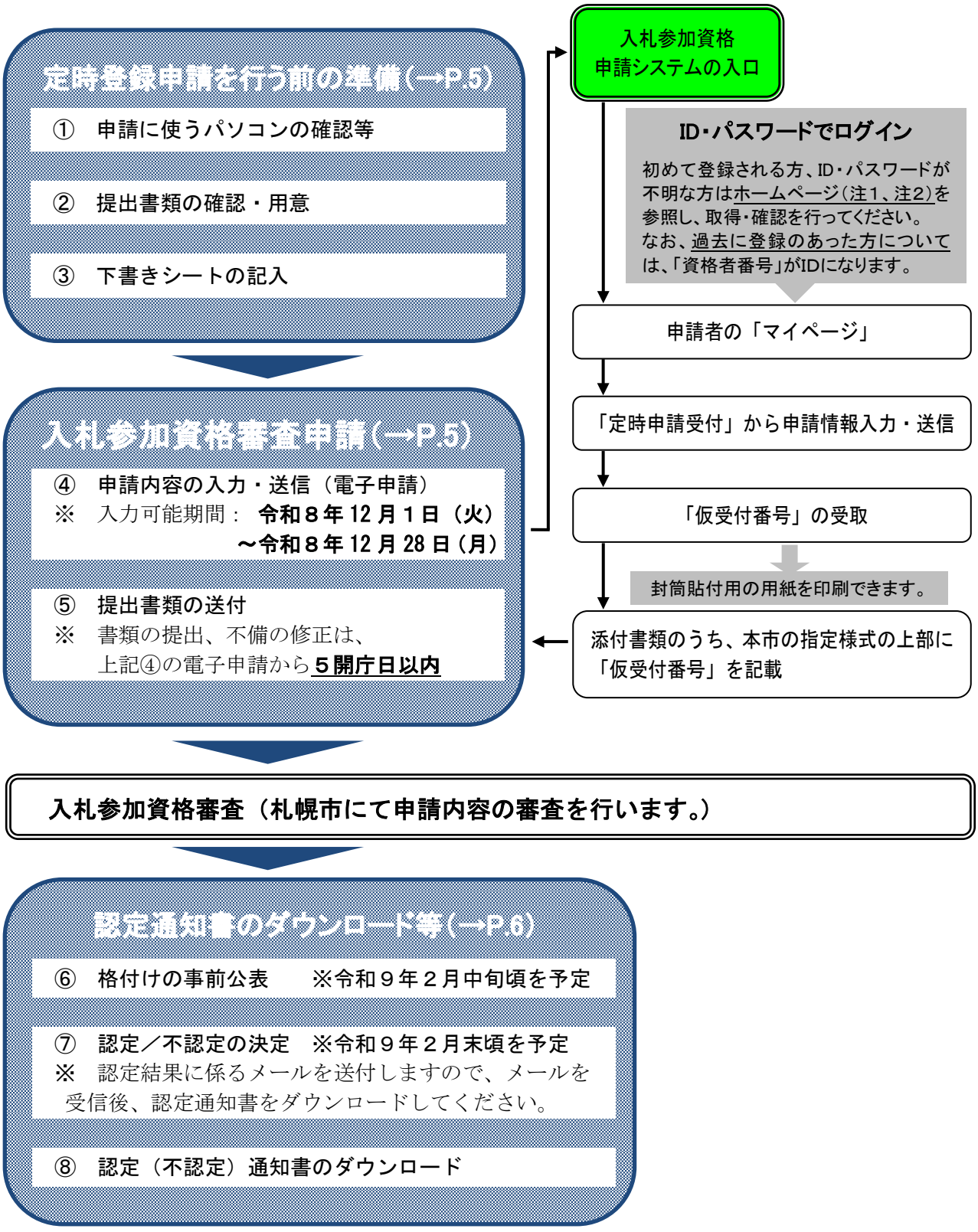
令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 28 日（月）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

＜システム入力可能時間＞

午前９時 00 分から午後５時 00 分まで

※　必要書類の提出は、電子申請後５開庁日以内にお願いします。

３－１　申請の流れ（概要）



（注１）初めて登録される方は、下記ページを参照のうえ、入札参加資格申請システムにて新規ユーザ登録し、「マイページ」を作成してください。

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格申請システム」－「操作マニュアル」－「新規業者登録編」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/documents/02manual_sinkitoroku.pdf）

（注２）ID・パスワードが不明の方は、下記ページを参照してください。

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格申請システム」－「ＩＤ・パスワードをお忘れの方へ」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/95_id_pass.html）

３－２　申請の流れ（詳細）

定時登録申請を行う前の準備

①　申請に使うパソコンの確認等

下記 URL より、「札幌市入札参加資格申請システム操作マニュアル　01 共通編」を参照のうえ、申請に使うパソコンの設定を確認してください。

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格申請システム」－「操作マニュアル」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/94_manyual.html）

②　提出書類の確認・用意

申請内容により提出書類が異なります。提出書類については、P.17～23 の「12-1　提出書類について」、「12-2　提出書類（指定様式）記載の注意事項」を参照してください。

③　下書きシート（P.28～39）の記入

「入札参加資格申請システム」上で申請書を入力する際、入力等を行わずにサーバーと 30 分間交信しないでいると、タイムアウトになり、入力途中のデータが破棄されてしまいます。また、入力途中で一時保存することもできません。

下書きシートは申請書の入力画面に準じた構成となっていますので、余裕を持って入力するために、必ず下書きシートを準備してください。

なお、各項目については、**下書きシート内の説明書のほか、申請にかかる留意事項（P.10～16）をご確認ください。**

入札参加資格審査申請

④　申請内容の入力・送信（電子申請）

上記③で作成した下書きシートに基づき、「入札参加資格申請システム」上で申請を行ってください。

なお、入力にあたっては、P.６～７の「４　システム入力の注意事項」をご確認ください。

⑤　提出書類の送付

上記④の電子申請が完了すると、「仮受付番号」が取得できます。

上記②で用意した書類のうち、本市の指定様式の上部にこの「仮受付番号」を記載し、電子申請から５開庁日以内に添付書類一式を送付してください。

入札参加資格審査（札幌市）

上記④にて入力された申請内容と、上記⑤にて提出された書類を札幌市が審査します。
審査の過程で確認事項等がある場合には、札幌市から連絡させていただきますので、**添付書類**

一覧表（様式１）には、必ず札幌市からの問い合わせに対応可能な方の氏名等をご記載ください。

申請内容及び書類の確認が完了しましたら、登録メールアドレス宛にメールが届きますので、その内容をご確認ください。

認定通知書のダウンロード等

⑥　格付けの事前公表

認定予定の内容を令和９年２月中旬頃に本市公式ホームページに掲載予定ですので**必ずご確認ください**。ホームページ掲載前に、登録メールアドレスあてにメールを送付する予定ですので、詳細についてはそちらをご確認ください。

⑦　認定／不認定の決定

２月末頃に登録メールアドレスあてに認定（不認定）に係るメールを送付いたしますので、ご確認ください。

⑧　認定（不認定）通知書のダウンロード

認定（不認定）通知書は、郵送等による送付はいたしません。認定結果に係るメールが届きましたら、P. ９の「６　参加資格の決定通知等」をご覧のいただき、通知書をダウンロードしてください。

＜初めて札幌市に資格登録された方（仮ＩＤ（a*******）で申請を行った方）へ＞
初めて札幌市に資格登録された方（仮ＩＤで申請を行った方）については、「入札参加資格申請システム」の審査結果確認画面で、正式なＩＤ・パスワードが表示されます。**以降は、本ＩＤとパスワードを使用してログインすることになりますので、メモなどに控え大切に保管してください。**

4　システム入力の注意事項

＜入力の前に＞

(1)　提出書類（P. 17～21）をご用意ください。

(2)　上記３－２－③で作成した**下書きシート**（P. 28～39）をご用意ください。

(3)　システムの**「操作マニュアル」**をご確認ください。

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格申請システム」－「操作マニュアル」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/94_manyual.html）

「01 共通編」及び「04 工事・道路維持除雪登録編」をダウンロードし、ご一読ください。なお、新規で登録される方は、「02 新規業者登録編」もお読みください。

(4)　ＩＤ・パスワードをご確認ください。

新規で登録される方や、ＩＤ・パスワードがご不明な方は上記操作マニュアルを参考に、取得又は確認してください。過去に登録のあった方については、「資格者番号」がＩＤになります。なお、平成 19・20 年度以降に登録のあった方が、お持ちのＩＤ・パスワードではなく新たに仮ＩＤ・仮パスワードを取得して申請された場合、過去の実績等が引き継がれないことがありますのであらかじめご了承ください。

＜入力にあたって＞

(1)　申請書入力時、「次へ」又は「入力完了」ボタンを押しても画面が変わらないときは、**上部に赤字でエラーメッセージが出ていないか確認してください。**

(2)　申請していただいた各項目のうち、下記にあげる例のような明白かつ軽微な誤入力等の不備は、断りなく札幌市が補正いたしますので、あらかじめご了承ください。

・建設業許可番号等、入力された数字と提出された書類に記載されている数字が異なる。
・入力不要の項目が入力されている。等

＜令和７・８年度名簿に登録のある方へ＞
定時登録申請の際は、基本情報が初期表示されます。この内容を修正入力することは可能ですが、修正した内容はあくまで令和９年４月から適用となります。**現在の名簿にも変更が必要な事項は、必ず速やかに変更届を行ってください。**（手続き方法については、P.８の「５ 変更届等の申請 」をご覧ください。） **なお、定時申請入力後に令和７・８年度名簿に対する変更届出があった場合は、原則、令和９・１０年度の申請内容にも変更を適用します。**
＜新規で登録される方へ＞
申請の際は、仮ＩＤ・仮パスワードを取得する際に入力した情報が初期表示され、修正も可能です。 なお、申請後に変更事項があった場合は、名簿公開日以降に変更届を申請してください。このときの電子申請は、本ＩＤ・本パスワードでログインしてください。
＜以前登録があった方へ＞
以前に登録があり、当時のＩＤ・パスワードでログインした方は当時の基本情報が初期表示されますので、必要に応じて内容を修正してください。 なお、申請後に変更事項があった場合は、名簿公開日以降に変更届を申請してください。

＜送信完了後＞

(1)　「宛先／添付書類」（仮受付番号と契約管理課宛先が書かれた用紙）を印刷してください。
ボタンを押しても画面が切り替わらない場合は、**操作マニュアル「01 共通編」**のP.７以降をお読みください。**印刷が出来なかった場合、再印刷は出来ませんので、封筒に仮受付番号を手書きして送付してください。**

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格申請システム」－「操作マニュアル」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/94_manyual.html）

(2)　**データ送信後、誤りに気がついた場合**
修正事項がある場合、送信直後であれば、「申請書の状況確認／修正」メニューより「修正」欄の【表示】ボタンから修正が可能です。ただし、入札参加資格申請システムでは１時間に１回データの受信を行っており、一度受信されたデータは修正できなくなります。
データの修正ができない場合は、必要書類送付時に、修正する箇所を記載した用紙を同封してください。様式は問いません。書類の審査時に確認の上、軽微な誤りであれば契約管理課で修正します。業種の誤り等、申請者自ら修正すべきと判断した場合は補正の指示をいたしますので、メールが届きましたら修正入力をお願いします。修正入力の方法は、上記(1)でご案内した**操作マニュアル「01 共通編」**を参照してください。

５　変更届等の申請

(1)　参加資格者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届出申請し必要な添付書類を送付してください。本市に提出書類が届き、内容を確認した日をもって、当該事項の変更があったものとして取り扱います。なお、変更届は電子申請により受け付けます。

<table>
<tr><td rowspan="2">本店情報</td><td>商号又は名称</td><td>代表者（肩書を含む）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>電話番号・ＦＡＸ番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">メールアドレス</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用印鑑</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受任者（支店）情報
（委任区分）</td><td>支店等名称</td><td>受任者（肩書を含む）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>電話番号・ＦＡＸ番号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工(業)種関係</td><td colspan="2">中分類の削除</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設業許可(本店・委任先)の変更(工事・道路維持除雪)</td></tr>
<tr><td colspan="3">許可・登録等（建設関連サービス）</td></tr>
</table>

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」
－「現在の登録内容を変更する」内の「入札参加資格の登録内容変更届」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/8_henko.html）

(2)　解散、廃業、合併、事業（営業）譲渡、又は会社分割等が行われたときは、別途書面による手続きが必要となりますので速やかに申し出てください。（電子申請による手続きはできません。また、このとき変更事項があっても、変更届の申請は行わないでください。）
合併支援策については「13　合併支援策について」(P.24) を参照してください。
参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」
－「現在の登録内容を変更する」内の「合併等の届出、入札参加資格の辞退届出」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/90_gappei.html）

６　参加資格の認定通知等

定時申請における資格の有効期間は、**令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで**となります。

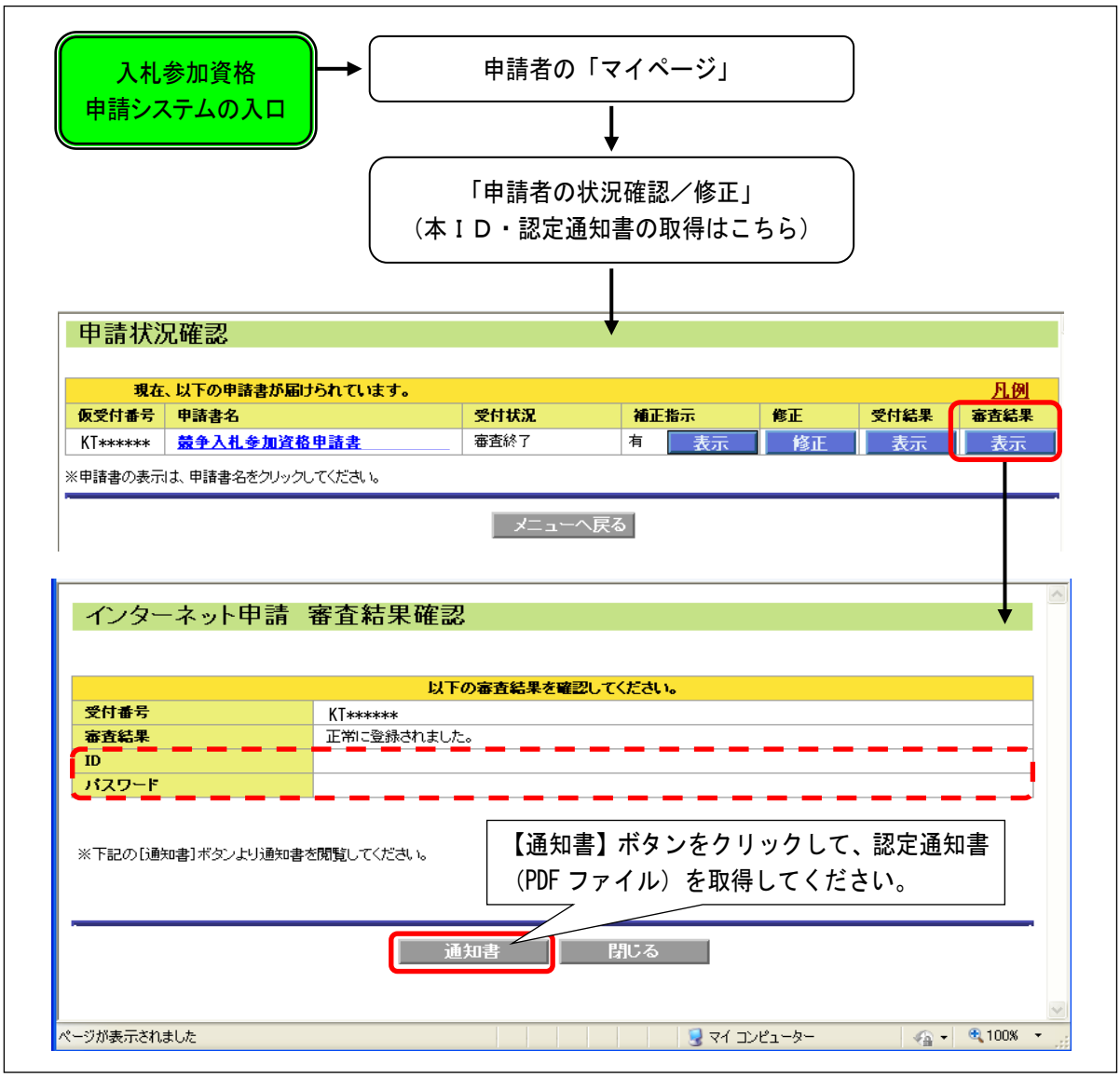
参加資格の審査結果（認定／不認定）が決定しましたら、基本情報に登録されたメールアドレスあてにご連絡いたします（※２月末頃を予定）。

認定（不認定）通知書は、申請時に使用したＩＤとパスワードで「入札参加資格申請システム」にログインをして、取得していただきます。詳細は以下の**「認定通知書の確認手順」**をご覧ください。

なお、**認定（不認定）通知書は、郵送等による送付はいたしません。**

※　初めて札幌市に資格登録された方（仮ＩＤで申請を行った方）については、「入札参加資格申請システム」の審査結果確認画面（下図参照）で正式なＩＤ・パスワードが表示されます。**以降は、本ＩＤとパスワードを使用してログインすることになりますので、メモなどに控え大切に保管してください。**

～ 認定通知書の確認手順 ～



7　参加資格の取消し

参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、その参加資格を取り消すことがあります。

(1)　参加資格申請において虚偽の申請をしたことが判明したとき。
(2)　参加資格に必要な許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。
(3)　上記「１　競争入札参加資格要件」(P.2) の＜一般要件＞に該当したとき（ただし、(3)に該当する場合を除く）。

8　工事の申請にかかる留意事項

(1)　申請できる工種

別表３（P.41）に掲げる工種を、いくつでも申請することができます。

(2)　格付、評定点

札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領に定める経営規模等審査基準に基づいて審査し、全ての工種に対し評定点を算出します。

土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管工種については、等級区分に格付けします。

経営規模等審査基準、等級区分等については、ホームページよりご確認ください。（なお、格付け試算シートはあくまでも参考であり、格付を保証するものではありません。）

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格情報」－「令和７・８年度定時登録申請受付（工事・建設関連サービス・道路維持除雪、経常共同企業体）について」－「6.審査基準及び等級区分」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/r7-8teiji.html）

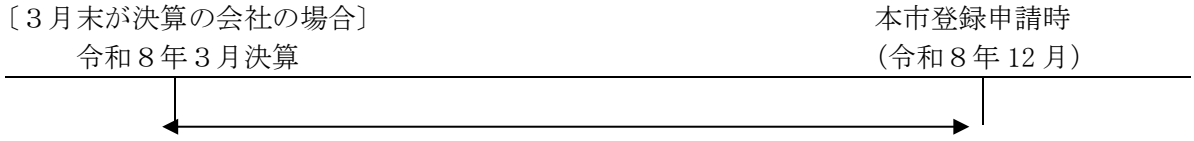
(3)　経営事項審査について

※　経営事項審査（以下、「経審」という。）の結果通知書の見方（申請項目に対応した箇所の説明）については、別表２（P.40）を参照してください。

申請にあたっては、原則として直近の決算以降に受審した経審結果通知書が必要となります。

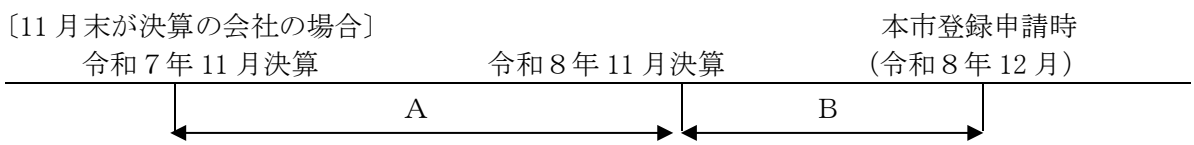
決算期からの期間が短く、結果通知書が間に合わない場合は、その直前の決算以降に受審したものを提出してください。ただし、経審の有効期間は審査基準日より１年７カ月です。

〔３月末が決算の会社の場合〕



※　この期間に受けた経審を提出してください。

〔11月末が決算の会社の場合〕



※　Ｂの期間に受けた経審が間に合わない場合には、Ａの期間に受けた経審を提出してください。

(4) 年間平均完成工事高

※ P.13＜年間平均完成工事高 合算方法＞と合わせてご覧ください。

別表３（P.41）のとおり、札幌市で定める工種（以下「申請工種」という。）の中には、複数の建設業許可業種（以下「許可業種」という。）に対応しているものがあります。

そのため、申請にあたっては、経審に記載された年間平均完成工事高を**「申請工種別完成工事高内訳表（様式６）」**を使って、合算する必要があります。

（例）土木工種を申請する場合
→ 土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業の許可業種の平均完成工事高が合算対象

補足１）複数の申請工種に対応する許可業種について

次の４つの許可業種は、複数の申請工種に対応します。

実際の完成工事高が、どの申請工種に含まれるのかを確認し、割り振ってください。

とび・土工工事業及び解体工事業 ⇒（申請工種）土木、建築
水道施設工事業 ⇒（申請工種）土木、管、機械設備
消防施設工事業 ⇒（申請工種）管、通信

（例）とび・土工工事業の平均完成工事高の取扱い
① 土木に専属 ⇒土木工種の平均完成工事高に合算
② 建築に専属 ⇒建築工種の平均完成工事高に合算
③ 土木と建築に分かれる ⇒土木分、建築分の工事高に分けて、それぞれ合算

※ 工事高を割り振るときは、各年度の実績高を抽出し、平均してください。

	直前１年度分	直前２年度分	平均工事高
とび全体	800,000	1,200,000	1,000,000
土木分	500,000	700,000	600,000
建築分	300,000	500,000	400,000

補足２）下水道工種を申請する場合

許可業種の「土木工事業」、「とび・土工工事業」、「解体工事業」における、**下水道工事にかかる実績高を抽出**してください。（とび・土工工事業の桝工事等を含みます。）

平均完成工事高は、経審を２年平均で受けている場合、直前１年度及び直前２年度の下水道工事実績高を合計し、２で除して平均した金額となります。

（例）下水道工事実績高を抽出し、平均工事高を計算する。

許可業種	直前１年度		直前２年度		平均工事高	
	土木分	うち、下水道分	土木分	うち、下水道分	土木分	うち、下水道分
土木	5,000,000	45,000	3,000,000	33,000	4,000,000	39,000
とび	500,000	1,000	700,000	1,000	600,000	1,000

※ 下水道工種の平均完成工事高は、土木＋とびの合計 40,000 千円

(5) 年間平均元請完成工事高・技術職員数評点（Ｚ点）

Ｚ点は許可業種（別表３（P.41）参照）ごとに、経審に記載されています。申請工種にかかるＺ点は、上記(4)にて**平均完成工事高を合算した許可業種の中で、最も高いＺ点**となります。なお、Ｚ点の合算はしません。

※平均完成工事高が０となる場合の取り扱いについては、以下の補足を参照してください。

（例）とび・土工工事業の平均完成工事高の取扱とＺ点

許可業種 （Ｚ点）	申請工種別　平均完成工事高		
	土木	下水道	建築
土木一式　900	4,000,000	39,000	
とび　1000	600,000	0	400,000
建築一式　1200			400,000
申請工種のＺ点	（土木＜とび） とびの 1000 点	（とび 0 のため） 土木の 900 点	（とび＜建築） 建築の 1200 点

補足１）平均完成工事高を各申請工種に振り分けた結果、申請工種に対応する許可業種（別表３（P.41）参照）の「申請工種別 平均完成工事高」を０と計上したＺ点は、その申請工種において使用することはできません。
(例)「建築」を申請工種とした場合、Z 点が一番高いのは「解体」となりますが、完成工事高は０となるため、そのＺ 点は使用できません。したがって、「土木一式」と「とび」のうち高い「とび」のＺ 点（300）となります。

補足１）例

許可業種 （Ｚ点）	申請工種別　平均完成工事高		
	土木	下水道	建築
土木一式　200			2,000
とび　300	500	0	1,000
解体　500	3,000	0	0

補足２）申請工種に関連するすべての許可業種（別表３（P.41）参照）において、平均完成工事高の合計が０となる場合は、それらの許可業種の中で最も高いＺ点となります。
(例)「建築」を申請工種とする場合、対応する許可業種の平均完成工事高がいずれも０であれば、それらの中で最も高いＺ点（この例では「解体」の 500）となります。

補足２）例

許可業種 （Ｚ点）	申請工種別　平均完成工事高		
	土木	下水道	建築
土木一式　200			0
とび　300	500	0	0
解体　500	3,000	0	0

＜年間平均完成工事高　合算方法＞

①経審結果通知書

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 年平均	評点（X_1）	元請完成工事高及び技術職員数 元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	評点（Z）
特	土木一式	***	4,000,000	***	3,000,000	*	*	*	*	*	1340
	プレストレストコンクリート構造物	***	0	***	0						1340
特	建築一式	***	20,000,000	***	10,000,000	*	*	*	*	*	1527
特	とび・土工・コンクリート	***	1,000,000	***	1,000,000	*	*	*	*	*	880
	法面処理	***	0	**							880
特	しゆんせつ	***	300,000	***	200						840
特	解体	***	500,000	***							754
	とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）										

②申請工種別完成工事高内訳表（様式６）の横の合計は、経審における許可業種別の２年又は３年平均の完成工事高と一致させてください。
※　ただし、下水道の値は土木工種に振り分けた工事高の内数になるので、横の合計には加算しないでください。

②申請工種別完成工事高内訳表（様式６）

複数の許可業種に対応する申請工種の完成工事高内訳　（単位：千円）

申請工種／種類	土木	下水道（土木、とびの内数）	建築	管	機械設備	建具	通信	許可業種別完成工事高
土木一式	4,000,000	39,000						4,000,000
建築一式			20,000,000					20,000,000
とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ	800,000	1,000	200,000					1,000,000
しゅんせつ	300,000							300,000
解体	300,000		200,000					500,000
工種別完成工事高	5,400,000	40,000	20,400,000					

経審の平均完成工事高（横）を申請工種（縦）に対応するように振り分けます。
（白色の枠のみ、振り分けることができます。）

③電子申請入力フォーム

申請工種		工事
		土木
		□ 新たにA又はA2（現在A2の方はA1）に格付けられる場合、施工体制が確保できないことを申し出ます。
年間平均完成工事高　※		5,400,000　千円
年間平均元請完成工事高・技術職員数評点（Z）　※		1340
元請実績	工事名称	国庫補助事業○×道路改良工事
	金額	315,000　千円
		※消費税を含んだ金額（契約金額）を入力してください。
	発注者名	＊＊＊＊＊＊＊

内訳表の縦の合計が、電子申請で入力する年間平均完成工事高です。
また、Ｚ点は内訳表で工事高を合算した許可業種の中から、最も高いＺ点を入力します。

(6) 元請実績

等級格付の判断基準とするため、「**土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管**」の７工種のいずれかに申請する場合のみ必要な項目です。

Ａ１、Ａ２又はAの評定点に該当する方のうち、新規で登録される方又は昇格する方で、１件あたりの元請実績の最高金額が**下表の金額を満たしていない方は、元請実績金額を満たす等級（下限Ｂ）になるまで減点されます。**

		土木	下水道	舗装	造園	建築	電気	管
A	A1	8,000 万円以上	8,000 万円以上	3,000 万円以上	1,500 万円以上	8,000 万円以上	2,100 万円以上	1,200 万円以上
	A2	3,000 万円以上	3,000 万円以上					

入札札参加資格申請の審査基準日より**過去５年間（令和３年 12 月１日以降）に元請としてしゅん功した工事**のうち最高金額（**税込**）のものが対象となります。他の官公庁や民間の工事実績も対象となります。

共同企業体として施工した工事の場合は、当該工事の全体金額を出資割合で按分した金額（請負金額×出資割合）としてください。

なお、以下については、入力の必要はありません。

・上記の７工種以外の元請実績
・令和７・８年度の名簿でＡ１又はＡで登録されている工種
・上記表の金額の元請実績がない工種

(7) 「新たにＡ又はＡ２（現在Ａ２の方はＡ１）に格付けられる場合、施工体制が確保できないことを申し出ます。」というチェックボックス

チェックボックスが選択できる場合	チェックボックスが**選択できない**場合
・当該工種について新規に申請する場合 ・令和７・８年度の名簿で、当該工種がＡ２、Ｂ又はＣで登録されている場合	・選択した工種に**等級格付がない**場合 ・令和７・８年度の名簿で、**当該工種がＡ１又はＡで登録**されている場合

評定点がＡ又はＡ２の等級区分に達する方のうち、当該等級に相応する施工体制を確保することが困難と認められる場合は、１つ下位の等級になるまで減点いたします。

そのため、申請する工種において、Ａ又はＡ２（現在Ａ２の方はＡ１）に上がった場合の施工体制を確保できないという方は、チェックを付けて申し出てください。

(8) 主観的評定点にかかる審査項目

指定のある項目を除き、審査基準日（**令和８年 12 月１日**）時点の状況を申請してください。

審査項目	システム入力時の留意点
障がい者雇用状況	**【障がい者雇用数】** 審査基準日現在における障がい者雇用数（実人数）を入力してください。 雇用数に代表者（経営者）は含みません。ただし、役員は含めてもかまいません。支店、事業所等がある場合は、会社全体の合計数です。 **【管轄公共職業安定所報告義務】** 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用状況を管轄公共職業安定所長へ報告する義務の有無について選択してください。 ※ 建設業を営む方は、概ね職員数（常用雇用労働者数）が 37.5 人以上の場合、報告義務が有るとされています。「報告義務の有無」について不明な点は、管轄の公共職業安定所へお問い合わせください。

審査項目	システム入力時の留意点
障がい者雇用状況 **（報告義務が「有」の場合）**	**【算定基礎労働者数】** 本店所在地の管轄公共職業安定所長へ提出している「障害者雇用状況報告書」（令和８年６月１日現在）（以下「報告書」という。）の「⑩㈡法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」欄に記載されている数値を入力してください。（小数点以下は切り捨てしてください。） **【障がい者の合計数】** 「報告書」の「⑫計」欄に記載されている数値を入力してください。 （**小数点以下は切り捨てしてください。**）
サッポロＱＭＳ	特定非営利活動法人サッポロＱＭＳが認証する、品質マネジメントシステム「サッポロＱＭＳ」を取得している場合は、「有」を選択してください。
災害防止協力会活動等	以下のいずれかに該当する場合は、「有」を選択してください。札幌市以外との協定等は対象になりませんのでご注意ください。 ・札幌市の各区災害防止協力会に加入している場合 ・札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している場合 ・上記協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす場合
福祉除雪ボランティア登録企業	札幌市社会福祉協議会が実施する福祉除雪サービスに協力する地域協力員となっている場合、「有」を選択してください。
ワークライフバランス認定	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証のうち、ステップ３先進取組企業認証を受けている場合（常時雇用する労働者が 100 人以下の場合はステップ２行動計画策定企業認証も可）は、「有」を選択してください。
札幌 SDGｓ登録企業	札幌 SDGｓ登録企業として承認を受けている場合、「有」を選択してください。
刑務所出所者等協力雇用主	札幌保護観察所に協力雇用主として登録され、令和６年 12 月１日以降に以下のいずれかの実績がある場合は「有」を選択してください。 ・保護観察対象者等を雇用した実績 ・保護観察対象者等を対象とした職場体験講習を実施した実績 ・保護観察対象者等を対象とした事業所見学会を実施した実績
工事成績評点 **表彰** **除雪等従事実績**	システム上、初期表示され、入力することはできません。 **【工事成績評点の平均】** 令和３～令和７年度の５年間の間にしゅん功した工事の成績評点から、経営規模等審査基準に規定する減点・加点の割合（-4.5%～4.5%）が表示されます。 この工事成績評点は、入札参加資格申請システムの「工事評価点の一覧」で表示される申請対象工種の評価点を年度に関わらずすべて足したうえで、件数で割ったもの（小数点以下四捨五入）となります。システム上で表示される「工種別平均点」とは算出方法が異なりますのでご注意ください。 **【表彰】** 令和６、７年度に受賞した表彰（令和５、６年度の工事・除雪に対する表彰）の有無が表示されます。 **【従事実績】** 令和６、７年度に従事した、本市の道路維持除雪業務及び民活型雪堆積場管理業務実績の有無が表示されます。

９　経常共同企業体の申請を予定している方の留意事項

令和９年３月４日（木）～令和９年３月 10 日（水）の間で、経常共同企業体の申請を予定している方は、以下の２点を必ずご確認ください。

※　新たにＡ１、Ａ２又はＡに格付けられる経常共同企業体は、当該格付等級に対応する元請実績を必要としています。

⑴　令和３年 12 月１日以降に元請としてしゅん功した工事のうち、上記８(6)の表の金額を満たすものがある場合は、単体企業の申請時か経常共同企業体の申請時のいずれかで、元請実績情報を申請してください。

ア　単体企業の申請時に元請実績情報を申請した場合

単体企業と経常共同企業体両方の元請実績情報として判断します。経常共同企業体の申請時に再度申請していただく必要はありません。

イ　単体企業の申請時に申請せず、経常共同企業体の申請時に申請した場合

経常共同企業体のみの元請実績情報として判断し、単体企業の元請実績情報としては判断しません。

⑵　単体企業としては、Ａ１、Ａ２又はＡの等級に相応する施工体制を確保できない方が、単体企業の申請時に元請実績情報を申請した場合、上記８(7)に基づき、「新たにＡ又はＡ２(現在Ａ２の方はＡ１)に格付けられる場合、施工体制が確保できない」旨の申し出を行ってください。

10　建設関連サービスの申請にかかる留意事項

⑴　**等級格付を行う業種は、「１　測量業」、「３　建築設計・監理業」、「４　土木設計・監理業」の３業種のみです。**

審査基準は札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領別表６の２（経営規模等審査基準）及び別表８の２（等級区分表）に規定しています。

⑵　**交通・河川解析等の調査業務、耐震・保全調査、支障物件調査・積算、環境影響調査等**の業務に入札参加を希望する方は、**「７　建設関連調査サービス業」に申請**してください。

11　道路維持除雪の申請にかかる留意事項

道路維持除雪業の作業内容は、(夏)道路維持補修業務と、(冬)除雪業務です。

※　有している建設業許可が造園工事業のみの方は、除雪業務について雪堆積場管理工及び雪堆積場雪割工しか従事できません。

12　提出書類について

12－１　提出書類一覧

	書類名称	備　　考	説　　明
1	添付書類 一覧表 **指定様式** **（様式１）**	すべての申請者	仮受付番号、連絡先を記入し、提出書類等に漏れがないか確認したうえで提出してください。 なお、行政書士等の方が代理申請を行う場合、代理人欄に連絡先を記入してください。
2	誓約書 **指定様式** **（様式２）**	すべての申請者	暴力団排除に関する誓約書（様式２）を提出してください。
3	（法人の場合） 登記事項証明書（コピー可） ※両面コピーも可 （個人の場合） 身分証明書 （コピー可）	すべての申請者 **令和８年９月１日以降に発行**された、最新の内容のもの	登記事項証明書は、現在事項又は履歴事項全部証明書どちらでも構いません。 **建設関連サービス業を申請される方は、登記事項証明書の「目的」の中から、今回申請する業種に該当する部分に赤線を引いてください。**該当する箇所がない方は、注１（P.21）を参照してください。 身分証明書は、本籍地の市区町村で発行されます。 ※　本籍地が札幌市の方は、各区戸籍住民課又は大通証明サービスコーナーにて発行されます。
4	市区町村税の納税証明書 （コピー可）	すべての申請者 **令和８年９月１日以降に発行**された、課税されているすべての税目について、未納がない旨又は滞納がない旨の証明書 ※右記所在地が札幌市の場合、提出不要です。 ※右記所在地が札幌市以外の場合、証明書の請求につきましては当該各市区町村等にお問い合わせください。	契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書 ※　東京２３区の場合は、都税事務所が発行する納税証明書で、市区町村税に相当する税目（法人都民税、固定資産税、事業所税、都市計画税）のうち、直近の年度に課税されている税目について証明を受けてください。 **◎上記の所在地が札幌市の場合** 札幌市で納税状況を確認するため、提出は不要です。 ※　審査基準日以前の納期限を超過した未納税があることが判明した場合は札幌市から連絡します。 ※　上記未納税を審査基準日より後に納付した場合は「納税証明書（指名願）」を提出してください。 【注意】 未納税があった場合は、登録開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。

	書類名称	備　　考	説　　明
5	消費税及び地方消費税の納税証明書 (コピー可)	すべての申請者 **令和８年９月１日以降に発行**された、 未納がない旨の証明書 （その３の３） （個人の方はその３の２）	**未納税額がないことの証明が必要**となります。 **「その３の３」**（個人の方は**「その３の２」**）を提出してください。 ※　消費税の未納がない旨が証明されている「その３」の証明書でもかまいません。 ※　課税業者と非課税業者に関わりなく発行されます。 **＜請求・問い合わせ先＞** **本店の所在地を所管する税務署** ※　請求用紙は、ホームページからダウンロードできます。 ※　e-Tax を使用したオンライン請求も可能です。ただし、電子証明書を提出書類として提出することはできませんので、文書で証明を受けてください。
6	委任状 **指定様式** **（様式３）**	契約締結権限等を委任する場合のみ **※現在の登録から委任の内容に変更のない方は省略できます。**	札幌市以外に本社がある場合などで、代表権を持つ者から同一社内の責任権限のある支社長や営業所長等に、登録有効期間を通じて契約や請求受領権限を委任する場合に必要です。 **※　記入の際は、「12－２　提出書類（指定様式）記載の注意事項」(P.22～23）を必ず参照してください。** 工事の申請をする場合は、**委任先の営業所が必要な建設業の申請をしていなければ、契約締結権限は委任できません。**
7	使用印鑑届出書 **指定様式** **（様式４）**	すべての申請者 **※現在の登録から委任の内容に変更のない方は省略できます。**	入札書、契約書等の本市との取引にあたって使用する印鑑を届け出るものです。支社長や営業所長等に契約締結権限を委任する場合は受任者の印鑑になります。 **※　記入の際は、「12－２　提出書類（指定様式）記載の注意事項」(P.22～23）を必ず参照してください。** 社印（社判、角印）等、個人を特定できない印鑑は原則使用できません。
8	口座振替依頼書 **指定様式** **（様式５）**	すべての申請者 **※現在の登録から委任の内容に変更のない方は省略できます。**	代金の受領と口座振替先指定の依頼書です。 **※　記入の際は、「12－２　提出書類（指定様式）記載の注意事項」(P.22～23）を必ず参照してください。** ※　支社長や営業所長等に契約代金の請求・受領権限を委任する場合は受任者の口座である必要があります。 ※　受任者名義の口座がない場合は、会計管理課にお問い合わせください。(011-211-2142)
9	建設業許可通知書又は証明書 (コピー)	工事、道路維持除雪を申請する場合	建設業許可通知書又は証明書のコピーを提出してください。許可通知後に追加又は廃業した工種がある場合は、その旨の通知書のコピーも添付してください。 ※　更新手続き中の場合は、建設業許可証明書と申請書のコピーを併せて提出してください。

<table>
<tr><th></th><th>書類名称</th><th>備　　考</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>10</td><td>建設業許可申請書の別紙二又は変更届出書の第二面
（コピー）</td><td>工事、道路維持除雪を申請する者のうち、契約締結権限等を委任する場合のみ</td><td>支社や営業所等に契約締結権限を委任する方は、当該支社や営業所等の営業業種を確認できる<u>許可申請書「別紙二」又は変更届出書「第二面」のコピー</u>を提出してください。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>経営事項審査結果の通知書
（コピー）</td><td>工事を申請する場合</td><td>直近の経営事項審査結果の通知書（総合評定値通知書）のコピーを提出してください。下記について確認してください。
※　経審結果通知書の上部中央に記載された審査基準日（決算日）が<u>令和７年５月２日以降</u>であること
※　申請する工種に対応する許可業種の総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていること</td></tr>
<tr><td>12</td><td>工事申請工種別完成工事高内訳表

指定様式
（様式６）</td><td>工事の<u>土木、下水道、建築、管、機械設備、建具、通信</u>を申請する場合</td><td>P.11～14 を参照し、申請工種に対応する許可業種に係る経営事項審査の通知書に記載された各２年又は３年平均の完成工事高の内訳を記入してください。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>工事元請実績に係る契約書等
（コピー）

※発注者、請負者の住所、業者名、代表者名の記載・押印があり、工事名、工事場所、工期等が記載されているもの。</td><td>工事の<u>土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管</u>の７工種に申請する方のうち、右表の金額の元請実績がある場合のみ

※P.14 の「(6) 元請実績」の説明で入力が不要とされている工種については提出不要です。</td><td>下表の７工種に申請する方のうち、令和３年 12 月１日以降にしゅん功した元請としての１件最高実績額が<u>下表の金額の場合のみ</u>契約書等のコピーを提出してください。（札幌市以外の官公庁等及び民間工事も可）

※　札幌市以外との契約である場合は、経営事項審査申請時に提出する<u>工事経歴書</u>のコピーも添付してください。
※　<u>共同企業体として施工した工事の場合は、「協定書」のコピー</u>も提出してください。

<table>
<tr><th>申請工種</th><th>元請１件最高実績額（税込）</th></tr>
<tr><td>土　　木</td><td>３，０００万円以上</td></tr>
<tr><td>下 水 道</td><td>３，０００万円以上</td></tr>
<tr><td>舗　　装</td><td>３，０００万円以上</td></tr>
<tr><td>造　　園</td><td>１，５００万円以上</td></tr>
<tr><td>建　　築</td><td>８，０００万円以上</td></tr>
<tr><td>電　　気</td><td>２，１００万円以上</td></tr>
<tr><td>管</td><td>１，２００万円以上</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	書類名称	備　　考	説　　明
14	サッポロＱＭＳの登録証 (コピー)	工事を申請する者のうち、該当する場合のみ	サッポロＱＭＳを取得している場合、登録証のコピーを提出してください。
15	応急活動従事についての証明書等		○札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している方 ・協定書（コピー） ○上記協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす方 →次のうちいずれかを提出して下さい。 ・応急活動に従事することについて協定を締結している団体が発行した証明書（指定様式（様式７））（令和８年度に発行されたもの） ・その他様式７と同じ内容が確認できる書類 （例）申請者が掲載されている令和８年度以降の災害防止協力会名簿、当該協定にかかる連絡体制図等（コピー可）
16	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証書 (コピー)		札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証のうち、ステップ３先進取組企業認証を受けている場合（常時雇用する労働者が 100 人以下の場合はステップ２行動計画策定企業認証も可)、企業認証書のコピーを提出してください。
17	札幌 SDGs 企業登録証明書 (コピー)		札幌 SDG s 登録企業として承認を受けている場合、札幌SDGs企業登録証明書のコピーを提出してください。
18	協力雇用主活動実績証明書 **指定様式 (様式8)**		札幌保護観察所に協力雇用主として登録され、令和６年 12 月１日以降に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績がある場合は協力雇用主活動実績証明書(様式８）を提出してください。
19	財務諸表 貸借対照表 損益計算書 (コピー)	※下記のいずれかに該当する者 **①建設関連サービスに申請する場合** **②道路維持除雪のみに申請する場合** ※　決算期変更により 12 カ月に満たない決算期がある場合は、直前３期分 ※　設立直後で直前 1 期分の決算しか終えていない場合は、直前１期分 **※　工種・業種の追加の場合は、省略できます。ただし、格付のある業種に申請する場合は省略できません。**	審査基準日の直前２期分の財務諸表を提出してください。 ・法人の場合 確定している決算書（貸借対照表、損益計算書） ※　提出する決算書の中に、商号名の記載がない場合は、余白に商号名を記載してください。 ・個人の場合 確定申告書（貸借対照表、損益計算書を含む） ※　確定申告書の提出にあたっては、記載されているマイナンバーが見えないように塗りつぶしたうえでご提出ください。 ※　確定申告書に貸借対照表、損益計算書がない方は、財務諸表（個人用）（様式９）を提出してください。

20	許可、免許、登録等証明書 （コピー可）	建設関連サービスを申請する者のうち、該当する場合のみ **令和３年 12 月２日以降に発行**された、最新の内容のもの	「測量業」に申請する方 ・測量業者登録証明書又は測量法第 55 条の 5 第 2 項の規定による通知書を提出してください。 「建築設計・監理業」に申請する方 ・建築事務所登録証明書又は建築士事務所登録申請書に登録機関が証明したものを提出してください。
21	協同組合等組合員名簿 （コピー）	組合の場合のみ	協同組合、協業組合等の場合のみ提出してください。

注１）個人の方及び登記事項証明書に申請する業種に係る目的が記載されていない方は、取扱業種の確認のため、以下の書類のいずれか１部を提出してください。

※　申請する業種が複数ある場合は、業種ごとに書類の提出が必要となります。

・実績が確認できるもの（契約書、契約の相手方が発行した請求関係の書類等の写し）

・当該業種に係る許可・登録の証明書等（P. 44 のコード表にないものを含む）

注２）提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

注３）提出書類の到着等のお問い合わせには原則お答えできませんのでご了承ください。**到着について確認されたい方は、配達証明等をご利用ください。**

注４）**電子申請から５開庁日を超えて書類の送付がない場合や、不足書類等の指示があった書類が指示後５開庁日を超えて書類の送付がない場合には、申請の意思がないものとみなし、「申請不受理」の取扱いとする場合がありますので、ご了承ください。**

・官公需適格組合にかかる格付け審査の特例を希望される場合

中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合の方については、資格審査の等級区分の格付けに際して、実績などの審査項目について、組合と組合が指定した 10 者までの組合員の合算数値や平均数値の内容で申請することができます。

この場合、通常の申請書類の他に提出が必要となるものがありますので、詳しくは契約管理課へお尋ねください。（組合の実績のみによる申請も可能です。）

12－２　提出書類（指定様式）記載の注意事項

提出書類の中で「指定様式」としているものは、ダウンロードしたものを使用してください。
指定様式をダウンロードする際、記載例が添付されているので、参照のうえ記載してください。

＜委任について＞

「委任する」とは、札幌市以外に本社がある場合などで、代表権を持つ者から、同一社内の責任権限のある支店長や営業所長等に、登録有効期間を通じて契約や代金の請求・受領の権限を委任することを言います。なお、工事の申請をする場合は、委任先の営業所が必要な建設業の申請をしていなければ契約締結権限は委任できません。

1	**委任しない**	入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等を代表者が行う。委任状は不要。 **例：入札書、契約書及び請求書を代表者名とする場合**
2	**契約・受領を委任する** （全部委任）	資格の登録有効期間を通じて支店長等に入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限をすべて委任する。 **例：入札書、契約書及び請求書を支店長名とする場合**
3	**契約のみを委任する** （一部（①）委任）	資格の登録有効期間を通じて支店長等に入札・見積、契約の締結の権限のみを委任する。 **例：入札書、契約書は支店長名、請求書は代表者名とする場合**
4	**受領のみを委任する** （一部（②）委任）	資格の登録有効期間を通じて支店長等に代金の請求・受領の権限のみを委任する。「請求」と「受領」を分けて委任することはできません。 **例：入札書、契約書は代表者名、請求書は支店長名とする場合**

注１）契約に関する委任と代金の請求・受領を別の者に委任することはできません。
注２）委任者と受任者を同一人物とすることは原則できません。
※　上記２、４を選択する場合は、受任者の口座が必要です。受任者名義の口座がない場合は、会計管理課（011-211-2142）にお問い合わせください。

＜印鑑について＞

(1)　各書類に押印する印鑑は、社印(社判、角印)等、個人を特定できない印鑑は原則使用できません。

役職名の入った印鑑又は代表者（受任者）の個人名の入った印鑑としてください。

＜例＞







＜不可の例＞　役職がない





(2)　使用印鑑と請求受領印鑑は、同じ印鑑でなければなりません（権限を持つ人が異なる場合を除く)。下表を参照し、同じ記号のところは、同じ印鑑を使って作成してください。

◇：本店代表者の印鑑　　●：支店長等受任者の印鑑

電子申請	委任状			使用印鑑届出書
	委任区分	委任者印	受任者印	使用印鑑
委任しない				◇
契約受領委任	全部	◇	●	●
契約のみ委任	一部(①)	◇	●	●
受領のみ委任	一部(②)	◇	●	◇

※　なお、使用印鑑届出書の右上「参加資格者（本店)」の欄には代表者印が必要ですが、他の印鑑と同一でなくても構いません。

13　合併支援策について

下記（1）のすべてを満たす方は、申請により（2）の支援策を受けることができます。希望する方は、申請の添付書類とともに、**「客観的評点の調整に係る申請書」**を提出してください。

※　現在合併支援策を受けている方も、引き続き支援を受けたい場合は申請が必要です。

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」
－「現在の登録内容を変更する」内の「合併等の届出、入札参加資格の辞退届出」
－「建設業者に対する合併支援策を希望される方へ（工事登録の場合のみ）」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/gappeishien.html）

（1）　対象となる方（**下記のすべてを満たすこと。**）
① 令和４年４月２日以降に合併（事業（営業）の全部譲渡を含む。）していること
② 合併当事者のすべてが市内業者であること
③ 合併当事者のすべてが、合併日において、連続して２年以上本市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録があること
④ 合併日において、合併当事者のすべてに登録がある工種であること。又は、一方に登録があり、一方が資格要件を満たしている工種であること。
※ 上記②、③、④の要件については、合併日の翌日以降に要件を満たした場合は支援策の対象となりません。

（2）　支援内容
① 客観的評定点の 15％を、総合点に加算します。
② 加算後に等級が上位となる場合、加算前の総合点に応じた等級の入札にも参加することができます。
※ ただし、Ａ１、Ａ２又はＡに昇格する場合は、元請実績等の要件を満たしていなければなりません。
③ 令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの期間中に合併日から５年を迎えた場合でも、支援策は令和 11 年３月 31 日まで有効です。

14　書類提出先

札幌市財政局管財部契約管理課調整係
〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
電話　０１１－２１１－２１５２
FAX　０１１－２１８－５１４６

15　入札参加資格申請Ｑ＆Ａ

下記の他にも、ホームページに**入札参加資格申請Ｑ＆Ａ**を掲載しているので参考にしてください。

参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」
－「入札参加資格審査申請について」－「入札参加資格申請Ｑ＆Ａ」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/11_qestion.html）

Ｑ１．ＩＤ・パスワードを忘れた

Ａ１．入札参加資格申請システムから「ＩＤ／パスワード確認の申請」をすることができます。
参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格申請システム」－「ID・パスワードをお忘れの方へ」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/95_id_pass.html）

Ｑ２．現在の登録内容を確認したい

Ａ２．札幌市ホームページから現在の登録内容を確認できます。
下記ホームページの「登録業者を検索する」メニューより「参加資格者名等を指定して検索」へお進みください。なお、工事に関する評定点については、「登録業者を検索する」メニューより「工事・経常共同企業体参加資格者一覧表（エクセル）ダウンロード」へお進みのうえ、参加資格者一覧表をダウンロードし、ご確認ください。
参照）「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」
（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/index.html）

Ｑ３．提出書類に記載する日付はいつのものを記入したらよいか

Ａ３．書類を作成した日付を記入してください。

Ｑ４．委任の区分の違いがわからない

Ａ４．P.22<委任について>をご確認ください。

Ｑ５．提出書類に押印する印鑑に決まりはあるか

Ａ５．P.23<印鑑について>をご確認ください。

Ｑ６．行政書士等が代理申請する場合、委任状は必要か

Ａ６．必要ありませんが、添付書類一覧表（指定様式１）の代理人欄には行政書士等の連絡先を記入してください。

Ｑ７．下書きシートはどのように使用すればよいか。提出は必要か。

Ａ７．「入札参加資格申請システム」は 30 分間交信しないでいるとタイムアウトになり、入力途中のデータが破棄されます。一次保存等の機能はありませんので、申請内容を入力する際の下書きとしてご利用ください。提出の必要はありません。

Ｑ８．常勤職員の範囲について

Ａ８．常時雇用している従業員数を記入してください。本店及び全ての支店を含んだ全体の人数です。代表者及び役員は含みません。代表者や役員以外の職員がいない場合には、「0」を入力してください。また、パート職員、アルバイト職員は含みません。

Ｑ９．入札参加資格申請システムで「次へ」「入力完了」を押しても画面が変わらない

Ａ９．画面上部に表示されたエラーメッセージに応じて入力を見直してください。

Q10. 入札参加資格申請システムで入力できない文字がある

A10. JIS 第１水準または JIS 第２水準以外の文字（環境依存文字等）は使用できません。
入力したい文字に近い平易な文字（常用漢字等）に置き換えて入力してください。
なお、ご提出いただく書類については、本来の文字でご記入ください。
（例）髙橋　→システムでは「高橋」と入力し、提出書類には「髙橋」とご記載ください。

Q11. 申請の送信をした後で入力間違いに気づいた。修正はどのようにすればよいか

A11. 申請の送信を行った直後であれば、修正可能です。
競争入札参加資格申請システムにログインし、「申請書の状況確認／修正」メニューで申請書類の「修正」の「表示」ボタンを押して内容を入力してください。ただし、契約管理課では１時間に１回（毎時 30 分）、データの受信を行っているため、受信された後は修正入力ができません。その場合は、添付書類を送る際に修正の旨を記載した書面を添付してください。

Q12.「宛先／添付書類」の印刷を忘れてしまったが、再印刷は可能か

A12. 再印刷はできません。
この場合、封筒に手書きで仮受付番号及び事業者名を記入してください。

Q13. 書類は持参してもよいか

A13. 可能な限り送付による提出にご協力お願いします。
なお、持参の場合でも、審査は書類の到達順に行いますので、その場で書類を確認することや審査結果をお伝えすることは出来ません。

Q14. 送付は書留等でなければならないか

A14. 送付方法の指定はありません。
ただし、定時登録申請期間中は電話が大変混み合いますので、書類の到着について確認されたい場合は配達証明等の確認可能な方法で送付し、書類の到着に関するお問い合わせは控えていただくようご協力お願いいたします。

Q15. 工事の申請をする場合、本店所在地について

A15. 工事に登録している方で、登記上の所在地と建設業許可上の主たる営業所の所在地が異なる場合は、「建設業許可上の主たる営業所の所在地」を本店所在地としてください。

Q16. 工事の申請をする場合、委任先の営業所の名称や所在地について

A16. 工事の申請をする場合、委任先の営業所の名称や所在地は「建設業許可申請書の別紙二又は変更届出の第二面」に記載されている支社や営業所等の名称及び所在地を登録してください。
例えば、建設業許可上の支店住所はA、取引上で使用する支店住所はBの場合は、建設業許可上の支店住所であるAを登録する必要が生じます。

Q17. 主たる営業所の所在地と登記上の本店所在地が異なる場合、納税証明書について

A17. 税金の種類（市区町村税／消費税）によって請求先が異なります。
・市区町村税の納税証明書
請求先：契約の権限を委任しない場合は建設業許可上の「主たる営業所」が所在する市区町村
※主たる営業所の所在地が札幌市内の場合、提出は不要です。
契約の権限を委任する場合は受任者となる支店等が所在する市区町村
※受任者となる支店等の所在地が札幌市内の場合、提出は不要です。
・消費税及び地方消費税の納税証明書
請求先：「登記上の本店所在地」を管轄する税務署

下書きシート【競争入札参加資格申請書（工事・建設関連サービス業・道路維持除雪）】

注意事項をよくお読みの上、システムへ入力する前の下書き用としてお使いください。
レイアウト等は、システムと一部異なります。

1/3ページ

●初めて登録される方
1/3ページでは、「仮ＩＤ/パスワード」の取得（新規ユーザー登録手続き）を行った際に入力した基本情報が初期表示されます。必要に応じて修正してください。
●令和７・８年度以前の工事・建設関連サービス・道路維持除雪の名簿に登録していた方
1/3ページ、2/3ページでは現在登録している本店情報、受任者（支店等）等が初期表示されます。必要に応じて修正してください。ただし、ここで入力した内容は令和９年４月から適用となります。現在すでに変更となっている箇所は、別途変更届出を行ってください。
●使用できる文字
文字は、JIS第1水準またはJIS第2水準を使用してください。それ以外の文字を使用すると登録時にエラー表示が出て登録できませんので、平易な文字に置き換えてください。
●「※」の箇所は必須項目です。

申請者（本店）

●郵便番号、本店所在地
・「工事」又は「道路維持除雪」を申請する方は、建設業許可上の主たる営業所の所在地としてください。
・「建設関連サービス」を申請する方で、登記上の本店所在地と、実際の所在地が異なる場合は、実際の所在地としてください。
・個人の場合は、実際に営業を行っている事業所の所在地としてください。
・【郵便番号】を入力し「検索」ボタンをクリックすると、【本店所在地】の一部が自動的に表示されます。不足部分を入力してください。
・「入力された郵便番号に合致する住所データは存在しません。」という表示が出る場合は、【本店所在地】欄に直接入力してください。
・【本店所在地】が札幌市以外の方は、都道府県名から入力してください。

●代表者役職名、代表者名
・法人の場合は、本店代表者、個人営業者の場合は、代表者です。
・札幌市と取引する際に使用する役職名を入力してください。登記上の表示と異なる役職名を使用する場合は、そちらを入力してください。
・個人営業者の場合は、「代表」又は「代表者」と入力してください。

商号又は名称　※	◎　次の商号については、略称を前後のプルダウンから選択してください。 株式会社→(株)　合資会社→(資)　協同組合→(協)　社会福祉法人→(社福)　有限会社→(有) 協業組合→(協業)　協同組合連合会→(協連)　(合名会社)→(名)　企業組合→(企組) ◎　上記以外の商号(「一般財団法人」など)は、略称を使わず全て入力してください。
商号又は名称(フリガナ)※	◎　「カブシキガイシャ」や「ユウゲンガイシャ」、中点(・)等は省略してください。
代表者役職名　※ ／代表者名	姓:　　名: ◎　役職名はプルダウンから選択します。 該当するものがない場合は、「その他」を選択して、入力してください。
所在地区分　※	**市内　・　道内　・　道外　・　国外** ◎　本店の所在地で、あてはまるものを1つ選んでください。

郵便番号　※	［　　］－［　　］　検索　**※　システムでは、必ず「検索」ボタンをクリックしてください。**（クリックしないと所在地を入力できません）
所在地区（市内）	**中央区・北区・東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区・西区・手稲区** ◎　郵便番号を入力し「検索」すると、所在地が札幌市内の場合に自動的に表示されます。
本店所在地　※	［　　］ ◎　原則として、数字は算用数字を使用してください。（例：北1条西2丁目1） ◎　条、丁目を入力し、番地等は「－」（全角マイナス）でつなげてください。
電話番号　※ ／FAX番号　※	［　　］－［　　］－［　　］／［　　］－［　　］－［　　］
メールアドレス　※	［　　］ ◎　申請の不備の連絡や結果の連絡等、参加資格申請の連絡用に使います。 ◎　一時的ではないアドレスを入力してください。会社等の代表メールアドレスでも、ご担当者のメールアドレスでもかまいません。代理人による申請の場合は、代理人のメールアドレスを入力してください。

基本情報

資格者番号	（入力の必要はありません。）
債権者コード （工事・建設関連サービス・道路維持除雪）	［　　］ ◎　新規の方は入力不要です。令和7・8年度の工事・建設関連サービス・道路維持除雪に登録されている方は初期表示されます。 ◎　令和7・8年度の工事・建設関連サービス・道路維持除雪に登録しておらず、物品・役務のみに登録されている方は、現在お持ちのコードを入力してください。
申請区分　※	工事　・　建設関連サービス　・　道路維持除雪 ◎　今回申請を行う区分を選択してください。複数を選ぶことも可能です。 ◎　「工事」と建設関連サービスの「設計・監理業」を重複して申請することはできません。
企業区分　※	中小企業　・　大企業 **◎　申請の手引き「別表5　中小企業者の範囲」を参照し、該当する方を選んでください。**
官公需適格組合証明	**番号**　［　　］ **取得年月日**　**年　　月　　日** ◎　中小企業庁が証明した官公需適格組合の場合のみ、官公需適格組合証明の番号と取得年月日を入力してください。 （組合員である個々の事業者は入力する必要はありません。） ◎　取得年月日の「年」は、西暦4桁で入力してください。

メニューへ戻る　　次へ

「次へ」ボタンを押しても画面が変わらないときは、
上部に赤字でエラーメッセージが出ていないか確認してください。

2/3ページ

分類区分 ※	工事 ／ 建設関連サービス ／ 道路維持除雪 ／ 工事･建設関連サービス 工事･道路維持除雪 ／ 工事･建設関連サービス･道路維持除雪 建設関連サービス･道路維持除雪 ◎ 申請する区分をプルダウンで選択してください。
登録区分	新規　　更新 （システム上自動的に表示されます。）
見積依頼用メールアドレス	◎ 指名通知や見積依頼などの連絡用に使います。 ◎ 1/3ページで入力したものと同じでも、違っても構いません。

経営規模

･審査基準日において常時雇用している従業員数を入力してください。役員や個人事業主は数に含みません。

常勤職員数 ※	**人**

受任者（支店等）

・札幌市以外に本店を有している場合などで、資格の登録有効期間を通じて契約の締結権限等を委任することができます。委任区分についての説明は、申請の手引き「委任について」(P. 22)の項目を参照してください。
・「契約・受領を委任」又は「契約のみを委任」を選択した場合、「商号又は名称」以下を入力してください。所在地などの入力方法は、本店と同じですので、本店の項目を参照してください。

委任区分 ※	委任しない ・ 契約･受領を委任 ・ 契約のみを委任 ・ 受領のみを委任 ◎ いずれかを選択してください。 **「委任しない」「受領のみを委任」を選択した場合、以下入力不要です。**
商号又は名称 ※	◎ 本店情報で入力した名称に支店等名を続けて入力してください。 （例：○○（株）○○支店） ◎ 「（）（括弧）」を入力するときは、全角文字を使ってください。
商号又は名称(フリガナ)※	◎ 「カブシキガイシャ」や「ユウゲンガイシャ」、中点（･）等は省略してください。
代表者役職名 ※ ／代表者名	姓： 名： ◎ 役職名はプルダウンして選択します。（例：支店長、札幌支店長、支社長、所長） ◎ 役職名が選択肢にない場合は「その他」を選択のうえ、直接入力してください。
郵便番号 ※	－　検索 **※ システムでは、必ず「検索」ボタンをクリックしてください。**（クリックしないと所在地を入力できません）
所在地区（市内）	中央区･北区･東区･白石区･厚別区･豊平区･清田区･南区･西区･手稲区 ◎ 郵便番号を入力し「検索」すると、所在地が札幌市内の場合に自動的に表示されます。
支店等所在地 ※	◎ 原則として、数字は算用数字を使用してください。（例：北1条西2丁目1） ◎ 条、丁目を入力し、番地等は「－」（全角マイナス）でつなげてください。
電話番号 ※ ／FAX番号 ※	－　－　／　－　－

工事申請者用申請工種

●申請工種
・申請の手引き「別表３」(P.41)より、申請する工種（中分類）を選択してください。
・５工種を超えて申請する場合は、最後の行にある「追加」ボタンを押すと枠が表示されます。
（下書きシートにおける6工種目以降の記載については、次ページをコピーして対応してください）
・新たにＡ又はＡ２に（現在Ａ２の方はＡ１に）格付けられた場合に、格付相当の施工体制が確保できない方は、申請工種欄の□にチェックを入れてください。
ただし、現在Ａ又はＡ１の方や格付けのない工種を選択した場合、選択できません。
・「工事」と「設計・監理業」を重複して申請することはできません。

●年間平均完成工事高
・申請工種（中分類）に対応する建設業許可業種に係る経営事項審査結果の通知書（以下「経審」）に記載された各年間平均完成工事高を合算して入力してください。
・土木と建築に対応するとび・土工工事業など、複数の申請工種（中分類）に対応する許可業種については、どの工種に含まれるか重複しないよう確認が必要です。
・土木と下水道の両方の工種（中分類）を申請する場合、下水道の年間平均完成工事高は経審における「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の完成工事高の内数として取り扱います。

●年間平均元請完成工事高･技術職員数評点
・経審に記載された「評点（Ｚ）」欄の数値を入力してください。
なお、申請工種（中分類）に対応する建設業許可業種が複数ある場合は、「年間平均完成工事高」を抽出した許可業種の中で、最も数値の高いものを入力してください。

●元請実績
・申請の手引きP.19の「13 工事元請実績に係る契約書等」を提出される方のみ、当該契約書の内容を税込で入力してください。
下請のみの場合は入力しないでください。
・元請実績の金額が、共同企業体により施工した工事の場合は、当該工事の全体金額を出資割合で按分した金額（請負金額×出資割合）を入力してください。

1	申請工種	大分類	工事
		中分類 ※	
			□ 新たにA又はA2(現在A2の方はA1)に格付けられる場合、施工体制が確保できないことを申し出ます。
	年間平均完成工事高 ※		千円
	年間平均元請完成工事高･技術職員数評点(Z) ※		
	元請実績	工事名称	
		金額	千円
			◎ 消費税を含んだ金額(契約額)を入力してください。
		発注者名	

2	申請工種	大分類	工事
		中分類 ※	
			☐ 新たにA又はA2(現在A2の方はA1)に格付けられる場合、施工体制が確保できないことを申し出ます。
	年間平均完成工事高 ※		千円
	年間平均元請完成工事高・技術職員数評点(Z) ※		
	元請実績	工事名称	
		金額	千円
			◎ 消費税を含んだ金額(契約額)を入力してください。
		発注者名	
3	申請工種	大分類	工事
		中分類 ※	
			☐ 新たにA又はA2(現在A2の方はA1)に格付けられる場合、施工体制が確保できないことを申し出ます。
	年間平均完成工事高 ※		千円
	年間平均元請完成工事高・技術職員数評点(Z) ※		
	元請実績	工事名称	
		金額	千円
			◎ 消費税を含んだ金額(契約額)を入力してください。
		発注者名	
4	申請工種	大分類	工事
		中分類 ※	
			☐ 新たにA又はA2(現在A2の方はA1)に格付けられる場合、施工体制が確保できないことを申し出ます。
	年間平均完成工事高 ※		千円
	年間平均元請完成工事高・技術職員数評点(Z) ※		
	元請実績	工事名称	
		金額	千円
			◎ 消費税を含んだ金額(契約額)を入力してください。
		発注者名	

5	申請工種	大分類	工事
		中分類 ※	
			☐ 新たにA又はA2(現在A2の方はA1)に格付けられる場合、施工体制が確保できないことを申し出ます。
	年間平均完成工事高 ※		千円
	年間平均元請完成工事高・技術職員数評点(Z) ※		
	元請実績	工事名称	
		金額	千円
			◎ 消費税を含んだ金額(契約額)を入力してください。
		発注者名	

追 加　工種を追加する場合、押してください。

※システムでは、追加ボタンをクリックすると申請工種の枠が増えます。

上記以外の年間平均完成工事高	千円　（システム上自動的に表示されます。）
年間平均完成工事高の合計 ※	千円
	◎ 経審に記載された「完成工事高合計」(平均)を入力してください。

経営状況

・経営審査事項結果の通知書に記載された数値をそのまま入力してください。

建設業許可番号 ※	
	◎ 「経審」右上に記載された建設業許可番号を、ハイフン「－」を省いた8桁の数字で入力してください。
経営事項審査基準日 ※	年　月　日
	◎ 「年」は西暦4桁で入力してください。
経営状況(Y) ※	
自己資本額・利益額(X2) ※	
その他(W) ※	

許認可等事項

・現に有する建設業許可について、一般建設業は下表の「一般」欄を、特定建設業は「特定」欄を選択してください。
・支店等に契約を委任する場合には、支店等が有する建設業許可について「委任先」欄も選択してください。

| 略号 | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
|---|
| 一般 ※ |
| 一般(委任先)※ |
| 特定 ※ |
| 特定(委任先)※ |

戻る　次へ

「次へ」ボタンを押しても画面が変わらないときは、
上部に赤字でエラーメッセージが出ていないか確認してください。

品質

・審査基準日において、サッポロQMSを取得している場合、ラジオボタンで「有」を選択してください。

サッポロQMS ※	有 ・ 無

工事成績評点 （システム上自動的に表示されます。）

・令和3年度から令和7年度の間にしゅん功した工事成績評点に基づく、加点・減点の割合が表示されます。

土木		鉄骨・橋梁		タイル・れんが・ブロック	
下水道		機械設備		ガラス	
舗装		塗装		板金	
造園		防水		屋根	
建築		建具		鉄筋	
電気		通信		熱絶縁	
管		石		左官	

社会貢献

●障がい者雇用状況

・審査基準日現在における障がい者雇用数を入力してください。
支店等がある場合も、会社全体の合計数です。
・障がい者雇用数は代表者を除きますが、役員は含めてもかまいません。
・「管轄公共職業安定所報告義務」を「有」と選択した場合、「算定基礎労働者数」、「障がい者の合計数」を必ず入力してください。

●災害防止協力会活動等

以下のいずれかに該当する場合は、ラジオボタンで「有」を選択してください。
・札幌市の各区災害防止協力会に加入している場合
・札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している場合
・上記協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす場合

●福祉除雪ボランティア登録企業

・審査基準日において、札幌市社会福祉協議会が実施する福祉除雪へ協力する地域協力員となっている場合、ラジオボタンで「有」を選択してください。

●ワークライフバランス認定

・審査基準日において、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証のうち、ステップ3先進取組企業認証を受けている場合（常時雇用する労働者が100人以下の場合はステップ2行動計画策定企業認証も可）場合は、ラジオボタンで「有」を選択してください。

●札幌SDGs企業登録

・審査基準日において、札幌SDGs企業登録を受けている場合は、ラジオボタンで「有」を選択してください。

●刑務所出所者等協力雇用主

札幌保護観察所に協力雇用主として登録され、令和6年12月１日以降に以下のいずれかの実績がある場合は、ラジオボタンで「有」を選択してください。
・保護観察対象者等を雇用した実績
・保護観察対象者等を対象とした職場体験講習を実施した実績
・保護観察対象者等を対象とした事業所見学会を実施した実績

障がい者雇用状況 ※	障がい者雇用数	人
	管轄公共職業安定所報告義務	有 ・ 無 ◎ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用状況を管轄公共職業安定所長へ報告する義務の有無について、選択してください。 ◎ 「有」の場合は、「算定基礎労働者数」、「障がい者の合計数」を入力してください。
	算定基礎労働者数	人 （小数点以下切捨て） ◎ 管轄公共職業安定所長へ提出している「障害者雇用状況報告書」（以下「報告書」）に基づいて入力してください。
	障がい者の合計数	人 （小数点以下切捨て） ◎ 「報告書」に基づいて入力してください。

災害防止協力会活動等　※	**有　・　無**
福祉除雪ボランティア登録企業　※	**有　・　無**
ワークライフバランス認定　※	**有　・　無**
札幌SDGs企業登録　※	**有　・　無**
刑務所出所者等協力雇用主　※	**有　・　無**

表彰　（システム上自動的に表示されます。）
・令和6、7年度に受賞した該当表彰の有無が工種別に表示されます。

建設局造園工事 優秀施工業者表彰	令和6年度	有（工種－　）・無	令和7年度	有（工種－　）・無
建設局土木部所管工事 優秀施工業者表彰	令和6年度	有（工種－　）・無	令和7年度	有（工種－　）・無
下水道河川局工事 優秀施工業者表彰	令和6年度	有（工種－　）・無	令和7年度	有（工種－　）・無
都市局優良工事施工業者表彰	令和6年度	有（工種－　）・無	令和7年度	有（工種－　）・無
交通局優秀工事施工業者表彰	令和6年度	有（工種－　）・無	令和7年度	有（工種－　）・無
優良指定給水装置工事 事業者表彰	令和6年度	有（工種－　）・無	令和7年度	有（工種－　）・無
水道局優秀工事施工業者表彰	令和6年度	有（工種－　）・無	令和7年度	有（工種－　）・無

表彰　（システム上自動的に表示されます。）
・令和6、7年度に受賞した該当表彰の有無が表示されます。
・同じ年度について、両方「有」の場合は道路維持除雪のみ加点となります。

除雪業務委託等優秀受託者表彰 （道路維持除雪業務）	令和6年度	有　・　無	令和7年度	有　・　無
除雪業務委託等優秀受託者表彰 （民活型雪堆積場管理業務）	令和6年度	有　・　無	令和7年度	有　・　無

従事実績　（システム上自動的に表示されます。）
・令和6、7年度に、該当する従事実績の有無が表示されます。
・同じ年度について、両方「有」の場合は道路維持除雪のみ加点となります。

本市の道路維持除雪従事実績	令和6年度	有　・　無	令和7年度	有　・　無
本市の民活型雪堆積場管理従事実績	令和6年度	有　・　無	令和7年度	有　・　無

自己資本額

（別表5）

●建設関連サービス業「測量業」「建築設計・監理業」「土木設計・監理業」に申請する場合のみ入力してください。
・法人については、貸借対照表の「純資産の部」の純資産合計を入力してください。
・一般財団法人等の方は、貸借対照表の「正味財産の部」の正味財産合計を入力してください。
・個人事業者の方は、貸借対照表の数字を元に下記のとおり計算して入力してください。
　元入金＋本利益＋事業主借－事業主貸……自己資本額
・個人事業者の方で、確定申告書に貸借対照表がない方は、様式９「財務諸表（個人用）」を作成し、それに基づいて入力してください。
・入力する額がマイナスとなる場合は、金額の前に「－（マイナス）」を入力してください。

貸借対照表の純資産の部にある純資産合計です。
資本金や負債・純資産の部合計（負債・資本の部合計）ではありませんのでご留意く

法人個人区分　※	法人　・　個人	
法人	**純資産（資本）合計　※**	**千円**
個人	**元入金+本利益+事業主借-事業主貸　※**	**千円**

営業年数

●建設関連サービス業「測量業」「建築設計・監理業」「土木設計・監理業」に申請する場合のみ入力してください。
・創業年月日を入力してください。「年」は西暦４桁で入力してください。
・休業又は転廃業の期間がある場合は、その期間も入力してください。

創業　※	**年　月　日**
休業又は転廃業の期間	**年　月　日　から　年　月間**
現組織への変更	**年　月　日**
営業年数	**年　（システム上自動的に表示されます。）**

建設関連サービス申請者用申請業種

●業種別年間実績高は、「測量業」「建築設計・監理業」「土木設計・監理業」に登録する方のみ入力してください。
・「設計・監理業」と「工事」を重複して申請することはできません。
・業種別年間実績高は、契約の相手方を問わず、申請する中分類に対する売上高を入力してください。
・株式会社、有限会社の方は、財務諸表の「損益計算書」中の「総製造・販売高（売上高）」を入力してください。
・株式会社、有限会社以外の方は、「事業収入」に該当する額を入力してください。
・個人事業者の方は、「所得税青色申告決算書」の「損益計算書」中の「売上（収入）金額」を記入してください。
・個人事業者の方で、確定申告書に「損益計算書」がない方は、様式9「財務諸表（個人用）」を作成し、それに基づいて入力してください。
・直前１期分の決算しか終えていない場合は、同じ数字を入力してください。
・事業年度の月数が１２ヵ月に満たない場合は次のとおり計算してください。
　＜決算期を変更したことにより事業年度の月数が１２ヵ月に満たない場合＞
　　（不足している年度の前の決算の実績高）÷１２月＝月平均実績高……（A）
　　（A）×不足する月数＝不足月分の実績高……（B）
　　（B）＋（不足している年度の実績高）＝（当該１年度分の実績高）
　＜会社創立後１事業年度しか経過していない場合＞
　　（直前第１事業年度）÷経過月＝月平均実績高……（C）
　　（C）×１２月＝当該１事業年度の実績高

NO.	申請業種		業種別年間実績高	
1	**大分類**	建設関連サービス業	直前第2年度分決算　※	**千円**
	中分類　※		直前第1年度分決算　※	**千円**

NO.	申請業種		業種別年間実績高	
2	大分類	建設関連サービス業	直前第2年度分決算 ※	千円
	中分類 ※		直前第1年度分決算 ※	千円
NO.	申請業種		業種別年間実績高	
3	大分類	建設関連サービス業	直前第2年度分決算 ※	千円
	中分類 ※		直前第1年度分決算 ※	千円
NO.	申請業種		業種別年間実績高	
4	大分類	建設関連サービス業	直前第2年度分決算 ※	千円
	中分類 ※		直前第1年度分決算 ※	千円
NO.	申請業種		業種別年間実績高	
5	大分類	建設関連サービス業	直前第2年度分決算 ※	千円
	中分類 ※		直前第1年度分決算 ※	千円
NO.	申請業種		業種別年間実績高	
6	大分類	建設関連サービス業	直前第2年度分決算 ※	千円
	中分類 ※		直前第1年度分決算 ※	千円
NO.	申請業種		業種別年間実績高	
7	大分類	建設関連サービス業	直前第2年度分決算 ※	千円
	中分類 ※		直前第1年度分決算 ※	千円

コンサルタント等登録状況

・「建設関連サービス業」に申請している方で、該当するものがあれば「追加」ボタンをクリックし、選択してください。
・別表６「建設関連サービス業に関するコンサルタント登録等コード表」（P. 44）を参照してください。
・航空測量をご希望される方は、こちらで選択、登録してください。

NO.	コード番号	登録部門	NO.	コード番号	登録部門
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

有資格者数

・「建設関連サービス業」に申請している方が対象です。該当するものがあれば延べ人数を入力してください。
※「一級建築士」と「二級建築士」の両方に該当されている場合は、「一級建築士」として計上してください。
※「測量士」と「測量士補」の両方に該当されている場合は、「測量士」として計上してください。

一級建築士	人	二級建築士	人
建築積算資格者	人	一級土木施工管理技士	人
測量士	人	測量士補	人
環境計量士	人	技術士_総合技術監理部門（土質及び基礎、地質）	人
技術士_総合技術監理部門（土質及び基礎、地質以外の特定科目）	人	技術士_建設部門（土質及び基礎）	人
技術士_建設部門（土質及び基礎を除く）	人	技術士_農業部門	人
技術士_森林部門	人	技術士_水産部門	人
技術士_電気電子部門	人	技術士_上下水道部門	人
技術士_機械部門	人	技術士_情報工学部門	人
技術士_応用理学部門	人	第一種電気主任技術者	人
伝送交換主任技術者	人	線路主任技術者	人
APECエンジニア	人	RCCM	人
畑地かんがい技士	人		

道路維持除雪申請者用許認可の有無

・有する建設業許可業種を選択してください。

該当許可業種 ※	土木 ・ とび･土工 ・ 舗装 ・ 造園

道路維持除雪申請者用申請業種

・中分類を選択してください。選択できるのは道路維持除雪業のみです。

1	申請業種	大分類	道路維持除雪
		中分類 ※	

戻る　入力完了

「入力完了」ボタンを押しても画面が変わらないときは、
上部に赤字でエラーメッセージが出ていないか確認してください。

（別表２）

経営規模等評価結果通知書の見方

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

●2／3ページに入力します。
許可番号はハイフン不要。
審査基準日は西暦に直します。

〒○○○－××××
札幌市中央区北○条西○丁目△－△

北海道知事　許可XX－XXXXXX号
審査基準日　令和XX年XX月XX日

経営規模等評価の結果
総合評定値　を通知します。

(株)○×建設

日本　太郎　　殿

電話番号　XX-XXX-XXXXX
資本金額　XXXX
完成工事高／売上高（%）　XX.X
行政庁記入欄　XX-XXXXXX

令和　年　月　日

北海道知事　○○　印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高 年平均	評点(X_1)	元請完成工事高及び技術職員数 元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	講習受講	監理補佐	基幹	二級	その他	評点(Z)
特	土木一式	XXX	4,000,000	XXX	3,000,000	X	X	X	X	X	X	1340
	プレストレストコンクリート構造物	XXX	0	XXX	0							1340
特	建築一式	XXX	20,000,000	XXX	10,000,000	X	X	X	X	X	X	1527
	大工											
	左官											
特	とび・土工・コンクリート	XXX	1,000,000	XXX	1,000,000	X	X	X	X	X	X	880
	法面処理	XXX	0	XXX	0							880
	石											
	屋											
	電											
	管											
	タイル・れんが・											
般	鋼構											
	鋼橋											
	鉄筋											
	舗装											
特	しゅんせつ	XXX	300,000	XXX	200,000						X	840
	板金											
	ガラス											
特	塗装	XXX	50,000	XXX	40,000	X	X	X	X	X	X	965
	防水											
特				XXX	0	X	X	X	X	X	X	965
	建具											
	水道施設											
	消防施設											
	清掃施設											
特	解体	XXX	500,000	XXX	0	X	X	X	X	X	X	754
	とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）											
	その他		195,000									
	合計		26,045,000									

●土木、下水道、建築、管、機械設備、建具、通信に申請する際の『完成工事高(平均)』は、建設工事の種類ごとに申請工種に対応するよう振り分けて、**内訳表（様式6）に記入**してください。
システムへは、内訳表で合算した数値を入力してください。

●2／3ページには、申請工種ごとにZの数値を入力してください。

（土木工種の申請に、【土木一式】、【とび･土工･コンクリート】、【しゅんせつ】、【解体】の完成工事高を合算した場合、最も高いZ点である【土木一式】のZの数値を入力します）

●土木、下水道、建築、管、機械設備、建具、通信**以外の工種**に申請する際の『完成工事高(平均)』は、建設工事の種類ごとの数値をそのまま対応する申請工種に入力してください。
※「鋼構造物」の数値は、「鉄骨･橋梁」に入力してください。

自己資本額及び	点数
自己資	
利益	
評点（X_2）	555

●2／3ページの「X2の数値」は、この欄の数値を入力してください。

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
CPD単位取得数	単位	
技術者数	人	
技能レベル向上者数	人	
技能者数	人	
控除対象者数	人	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況		
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の先生の有無		
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有状況		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
評点（W）	913	

●2／3ページの「W、Yの数値」は、この欄の数値を入力してください。

（参考）

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評点（Y）	897		
総資本（当期）		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ（当期）					
総資本（前期）		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ（前期）					

［金額単位：千円］

（別表３）

工事の申請工種及び資格要件

○　申請工種と建設業許可

申請工種に対応する建設業許可並びに経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。

申請工種	必要な建設業許可業種
土　　木	土木工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業　} ① 水道施設工事業 解体工事業 ※　ただし、水道施設工事業のみ又は解体工事業のみでは、土木の申請はできません。①うち、いずれかの許可が併せて必要です。
下　水　道	土木工事業　② とび・土工工事業 解体工事業 ※　原則②の土木工事業の許可が必要です。ただし、汚水桝工事のみを希望される場合はとび・土工工事業のみでも申請できます。なお、解体工事業のみでは、下水道の申請はできません。
舗　　装	舗装工事業
造　　園	造園工事業
建　　築	建築工事業 とび・土工工事業　} ③ 大工工事業 解体工事業 ※　ただし、解体工事業のみでは、建築の申請はできません。③うち、いずれかの許可が併せて必要です。
電　　気	電気工事業
管	管工事業 さく井工事業 消防施設工事業　} ④ 水道施設工事業 ※　ただし、水道施設工事業のみでは、管の申請はできません。④のうち、いずれかの許可が併せて必要です。
鉄骨・橋梁	鋼構造物工事業
機械設備	機械器具設置工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業
塗　　装	塗装工事業
防　　水	防水工事業
建　　具	建具工事業 内装仕上工事業
通　　信	電気通信工事業 消防施設工事業
石	石工事業
ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事業
ガ　ラ　ス	ガラス工事業
板　　金	板金工事業
屋　　根	屋根工事業
鉄　　筋	鉄筋工事業
熱　絶　縁	熱絶縁工事業
左　　官	左官工事業

（別表４）

業種分類表（建設関連サービス）

大分類	中分類
建設関連サービス業	1 測量業
	2 地質調査業
	3 建築設計・監理業
	4 土木設計・監理業
	5 橋梁設計・監理業
	6 設備設計・監理業
	7 建設関連調査サービス業

中　小　企　業　者　の　範　囲

官公需確保法第２条第１項及び同法施行令第１条の規定により、企業の主たる業種に応じ、**下表のＡまたはＢの<u>いずれか</u>に該当する場合は中小企業者**となります。それ以外は大企業となります。

番号	主たる業種	（A）資本の額又は出資の総額	（B）常時使用する従業員の数
1	製造業、建設業、運送業、 その他の業種（２以降を除く。）	３億円以下	３００人以下
2	卸売業	１億円以下	１００人以下
3	小売業	５千万円以下	５０人以下
4	サービス業	５千万円以下	１００人以下
5	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	９００人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
7	旅館業	５千万円以下	２００人以下
8	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	構成員たる事業者の３分の２以上が上記１～７のいずれかに該当するもの	
9	企業組合、協業組合		

注１）　従業員には会社役員、個人事業者の事業主を含みません。

注２）　官公需確保法の対象にならない方のうち、**<u>ＮＰＯ法人、社会福祉法人などの非営利法人は「中小企業」</u>**として取り扱うものとします。

注３）　官公需確保法の対象ではないその他の営利法人の方は、上記の表に準じるものとします。

建設関連サービス業に関するコンサルタント登録等コード表

●建設コンサルタント登録

コード番号			登録部門
0	0	1	河川、砂防及び海岸・海洋部門
0	0	2	港湾及び空港部門
0	0	3	電力土木部門
0	0	4	道路部門
0	0	5	鉄道部門
0	0	6	上水道及び工業用水道部門
0	0	7	下水道部門
0	0	8	農業土木部門
0	0	9	森林土木部門
0	1	0	水産土木部門
0	1	1	廃棄物部門
0	1	2	造園部門
0	1	3	都市計画及び地方計画部門
0	1	4	地質部門
0	1	5	土質及び基礎部門
0	1	6	鋼構造及びコンクリート部門
0	1	7	トンネル部門
0	1	8	施工計画、施工設備及び積算部門
0	1	9	建設環境部門
0	2	0	機械部門
0	2	1	電気電子部門

●補償コンサルタント登録

コード番号			登録部門
1	0	1	土地調査部門
1	0	2	土地評価部門
1	0	3	物件部門
1	0	4	機械工作物部門
1	0	5	営業補償・特殊補償部門
1	0	6	事業損失部門
1	0	7	補償関連部門
1	0	8	総合補償部門

●業者登録

コード番号			登録部門
2	0	1	航空測量
2	0	2	地質調査業者登録
2	0	3	1級建築士事務所登録